平成２７年（フ）第４３２４号
埼玉県所沢市宮本町１丁目９―23―103
債務者　菊池　泰樹
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３６０号
東京都台東区松が谷４丁目７―１―503
債務者　端野　浩
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３６９号
東京都墨田区八広５丁目22―８
債務者　山本　行子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３７０号
東京都八王子市子安町３丁目16―８　コーポラス第２明光105
債務者　工藤　文江
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2822番地２　アビテＡM101
債務者　浅野　雄一
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２３２号
静岡市葵区籠上12番20―503号、旧住所静岡市葵区常磐町３丁目５番16―203号
債務者　大石　千鶴
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第７４２２号
神奈川県平塚市西八幡４丁目１番24号　コーポ富士Ⅱ201
破産者　株式会社ウィル・コム
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２２７号
東京都江戸川区南小岩７丁目14番５号、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区亀沢４丁目12番６―1102号
破産者　有限会社リブ・ロック
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２２８号
東京都江戸川区南小岩７丁目14―５
破産者　中村英一郎
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４３８号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1759―22
破産者　三神　英男
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４７２号
千葉県香取市佐原ロ2148番地13
破産者　株式会社ナチュラルライフクリエイト
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４７３号
千葉県香取市佐原ロ2148―13
破産者　林　順一
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２２７号
埼玉県さいたま市北区盆栽町463番地７
破産者　株式会社ダブルエイチ・ピー
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６６５号
東京都台東区清川１丁目23番３号
破産者　有限会社インテリア・アオキ
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６９９号
大阪府大阪市此花区高見１丁目３―34―511
破産者　田村　尚隆
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２００３号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目34―２―402
破産者　武澤　友子
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３１４号
東京都多摩市永山３丁目22―１―102
破産者　斎藤　秀紀
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３９１号
東京都板橋区坂下２丁目22―16―304
破産者　伊藤　嘉勇
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４６４号
千葉県市川市稲越町38―10
破産者　山本忠次郎
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部